

議案第20号

田川市体育施設条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられたことに伴い、田川市市民プールの利用料金を改定しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市体育施設条例の一部を改正する条例

田川市体育施設条例（昭和51年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第10を次のように改める。

別表第10（第10条関係）

田川市市民プールの利用料金

区 分		利用料金
個人	一般	円 600
		回数券（6枚） 3,000
	生徒	500
		回数券（6枚） 2,500
	児童	400
		回数券（6枚） 2,000
団体	一般	480
	生徒	400
	児童	320

備考

- (1) 「生徒」とは、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいう。
- (2) 「児童」とは、小学生以下の年齢の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- (3) 「団体」とは、30人以上の場合をいう。
- (4) コインロッカーの利用料金は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。